

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2026年1月22日提出

【計算期間】 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035 第4期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040 第4期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045 第4期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050 第10期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055 第4期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060 第7期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065 第4期中  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070 第2期中  
(自 2025年4月29日至 2025年10月28日)

【ファンド名】 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065  
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荻原 亘

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 小林 雅子

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03-6205-0911

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,990,180,808	99.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	19,886,676	0.66
合計(純資産総額)		3,010,067,484	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,533,790,561	99.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,403,916	0.54
合計(純資産総額)		1,542,194,477	100.00

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,315,092,780	99.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,909,403	0.67
合計(純資産総額)		1,324,002,183	100.00

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,649,539,258	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	11,919,020	0.45
合計(純資産総額)		2,661,458,278	100.00

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	704,546,985	99.38

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,392,599	0.62
合計(純資産総額)		708,939,584	100.00

## 三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2060

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	724,971,746	99.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,279,015	0.72
合計(純資産総額)		730,250,761	100.00

## 三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2065

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	588,661,415	99.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,776,799	0.64
合計(純資産総額)		592,438,214	100.00

## 三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2070

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,647,253	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	31,246	0.41
合計(純資産総額)		7,678,499	100.00

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2035

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年 4月26日)	1,023,283	1,023,283	10,233	10,233
第2期 (2024年 4月26日)	223,910,363	223,910,363	11,391	11,391
第3期 (2025年 4月28日)	1,907,389,908	1,907,389,908	11,362	11,362
2024年11月末日	1,670,645,439	-	11,599	-
12月末日	1,757,120,253	-	11,776	-
2025年 1月末日	1,858,201,405	-	11,725	-
2月末日	1,833,139,258	-	11,534	-

3月末日	1,840,748,068	-	11,439	-
4月末日	1,909,141,122	-	11,372	-
5月末日	2,022,243,624	-	11,539	-
6月末日	2,216,659,352	-	11,726	-
7月末日	2,302,974,104	-	11,877	-
8月末日	2,378,975,697	-	11,967	-
9月末日	2,483,783,461	-	12,131	-
10月末日	2,973,845,297	-	12,431	-
11月末日	3,010,067,484	-	12,448	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年 4月26日)	1,025,557	1,025,557	10,256	10,256
第2期 (2024年 4月26日)	116,175,525	116,175,525	11,674	11,674
第3期 (2025年 4月28日)	1,062,893,506	1,062,893,506	11,683	11,683
2024年11月末日	947,510,558	-	11,937	-
12月末日	1,013,739,292	-	12,150	-
2025年 1月末日	1,053,247,538	-	12,102	-
2月末日	1,024,126,866	-	11,885	-
3月末日	1,053,507,927	-	11,784	-
4月末日	1,064,049,426	-	11,695	-
5月末日	1,136,926,092	-	11,913	-
6月末日	1,219,645,217	-	12,131	-
7月末日	1,262,108,699	-	12,332	-
8月末日	1,297,145,503	-	12,446	-
9月末日	1,359,245,800	-	12,644	-
10月末日	1,531,879,429	-	13,004	-
11月末日	1,542,194,477	-	13,043	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年 4月26日)	1,028,741	1,028,741	10,287	10,287
第2期 (2024年 4月26日)	135,229,338	135,229,338	12,134	12,134
第3期 (2025年 4月28日)	880,941,367	880,941,367	12,210	12,210
2024年11月末日	729,624,119	-	12,491	-
12月末日	776,586,651	-	12,771	-
2025年 1月末日	821,855,242	-	12,734	-

2月末日	812,938,955	-	12,467	-
3月末日	846,216,501	-	12,359	-
4月末日	882,064,688	-	12,226	-
5月末日	951,722,566	-	12,540	-
6月末日	992,808,847	-	12,809	-
7月末日	1,068,468,205	-	13,093	-
8月末日	1,116,954,745	-	13,247	-
9月末日	1,166,132,095	-	13,507	-
10月末日	1,303,361,175	-	13,975	-
11月末日	1,324,002,183	-	14,055	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2017年 4月26日)	32,932,656	32,932,656	10,978	10,978
第2期 (2018年 4月26日)	43,040,635	43,040,635	11,898	11,898
第3期 (2019年 4月26日)	92,003,080	92,003,080	12,181	12,181
第4期 (2020年 4月27日)	131,555,685	131,555,685	11,231	11,231
第5期 (2021年 4月26日)	300,830,739	300,830,739	14,690	14,690
第6期 (2022年 4月26日)	418,037,686	418,037,686	15,332	15,332
第7期 (2023年 4月26日)	648,322,552	648,322,552	15,672	15,672
第8期 (2024年 4月26日)	1,067,477,557	1,067,477,557	19,333	19,333
第9期 (2025年 4月28日)	1,932,156,147	1,932,156,147	19,542	19,542
2024年11月末日	1,799,792,857	-	20,052	-
12月末日	1,885,041,967	-	20,605	-
2025年 1月末日	1,921,330,564	-	20,561	-
2月末日	1,898,423,210	-	20,054	-
3月末日	1,953,046,267	-	19,874	-
4月末日	1,949,344,950	-	19,571	-
5月末日	2,091,644,350	-	20,238	-
6月末日	2,200,046,979	-	20,751	-
7月末日	2,295,093,577	-	21,359	-
8月末日	2,383,244,935	-	21,674	-
9月末日	2,467,386,785	-	22,199	-
10月末日	2,639,680,180	-	23,137	-
11月末日	2,661,458,278	-	23,351	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
-----	--------------	--------------------

	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年 4月26日)	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第2期 (2024年 4月26日)	38,568,932	38,568,932	12,692	12,692
第3期 (2025年 4月28日)	470,555,395	470,555,395	12,828	12,828
2024年11月末日	387,532,139	-	13,167	-
12月末日	412,378,674	-	13,543	-
2025年 1月末日	442,828,592	-	13,516	-
2月末日	439,406,594	-	13,171	-
3月末日	463,027,162	-	13,053	-
4月末日	471,287,683	-	12,848	-
5月末日	516,623,043	-	13,331	-
6月末日	532,919,583	-	13,697	-
7月末日	581,268,229	-	14,148	-
8月末日	603,442,735	-	14,381	-
9月末日	625,489,532	-	14,765	-
10月末日	702,051,797	-	15,445	-
11月末日	708,939,584	-	15,616	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年 4月27日)	25,658,045	25,658,045	8,553	8,553
第2期 (2021年 4月26日)	42,896,603	42,896,603	11,196	11,196
第3期 (2022年 4月26日)	52,951,940	52,951,940	11,682	11,682
第4期 (2023年 4月26日)	81,356,711	81,356,711	11,930	11,930
第5期 (2024年 4月26日)	107,200,426	107,200,426	14,699	14,699
第6期 (2025年 4月28日)	456,190,875	456,190,875	14,862	14,862
2024年11月末日	382,038,240	-	15,255	-
12月末日	412,515,976	-	15,693	-
2025年 1月末日	436,246,649	-	15,665	-
2月末日	437,923,606	-	15,264	-
3月末日	452,447,098	-	15,127	-
4月末日	457,264,314	-	14,885	-
5月末日	519,502,296	-	15,441	-
6月末日	538,873,230	-	15,864	-
7月末日	581,980,372	-	16,386	-
8月末日	614,692,110	-	16,654	-
9月末日	642,672,838	-	17,099	-
10月末日	715,309,217	-	17,888	-
11月末日	730,250,761	-	18,088	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年 4月26日)	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第2期 (2024年 4月26日)	21,277,824	21,277,824	12,696	12,696
第3期 (2025年 4月28日)	378,609,476	378,609,476	12,827	12,827
2024年11月末日	335,081,490	-	13,165	-
12月末日	351,299,029	-	13,541	-
2025年 1月末日	363,696,098	-	13,516	-
2月末日	359,886,645	-	13,171	-
3月末日	375,911,573	-	13,053	-
4月末日	378,911,626	-	12,847	-
5月末日	417,354,004	-	13,329	-
6月末日	432,078,010	-	13,694	-
7月末日	475,735,166	-	14,147	-
8月末日	507,377,784	-	14,379	-
9月末日	531,433,988	-	14,763	-
10月末日	586,283,027	-	15,444	-
11月末日	592,438,214	-	15,617	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2025年 4月28日)	4,753,075	4,753,075	9,506	9,506
2025年 1月末日	5,010,170	-	10,020	-
2月末日	4,882,642	-	9,765	-
3月末日	4,838,821	-	9,678	-
4月末日	4,760,714	-	9,521	-
5月末日	4,936,048	-	9,872	-
6月末日	5,312,973	-	10,142	-
7月末日	5,491,201	-	10,482	-
8月末日	5,880,818	-	10,654	-
9月末日	6,049,739	-	10,941	-
10月末日	7,540,994	-	11,447	-
11月末日	7,678,499	-	11,576	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 【分配の推移】

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第3期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第3期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第3期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2016年10月31日～2017年 4月26日	0
第2期	2017年 4月27日～2018年 4月26日	0
第3期	2018年 4月27日～2019年 4月26日	0
第4期	2019年 4月27日～2020年 4月27日	0
第5期	2020年 4月28日～2021年 4月26日	0
第6期	2021年 4月27日～2022年 4月26日	0
第7期	2022年 4月27日～2023年 4月26日	0
第8期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第9期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第3期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2020年 1月24日～2020年 4月27日	0
第2期	2020年 4月28日～2021年 4月26日	0
第3期	2021年 4月27日～2022年 4月26日	0

第4期	2022年 4月27日～2023年 4月26日	0
第5期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第6期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0
第3期	2024年 4月27日～2025年 4月28日	0

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2025年 1月24日～2025年 4月28日	0

## 【収益率の推移】

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

	収益率(%)
第1期	2.3
第2期	11.3
第3期	0.3
第4期(中間期)	9.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

	収益率(%)
第1期	2.6
第2期	13.8
第3期	0.1
第4期(中間期)	11.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	18.0
第3期	0.6
第4期(中間期)	14.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

	収益率(%)
第1期	9.8
第2期	8.4
第3期	2.4
第4期	7.8
第5期	30.8
第6期	4.4
第7期	2.2
第8期	23.4
第9期	1.1
第10期(中間期)	17.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

	収益率(%)
第1期	3.1
第2期	23.1
第3期	1.1
第4期(中間期)	19.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	収益率(%)
第1期	14.5
第2期	30.9
第3期	4.3
第4期	2.1
第5期	23.2
第6期	1.1
第7期(中間期)	19.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	収益率(%)
第1期	3.1

第2期	23.1
第3期	1.0
第4期(中間期)	19.8

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	収益率(%)
第1期	4.9
第2期(中間期)	19.8

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1)投資状況

### 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	477,390,995,930	98.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,539,884,343	1.55
合計(純資産総額)		484,930,880,273	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,367,310,000	1.52
合計	買建	-	7,367,310,000	1.52

### 外国株式インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	874,823,479,360	72.12
	イギリス	44,096,160,707	3.64
	カナダ	42,830,900,188	3.53
	スイス	32,263,205,771	2.66
	フランス	29,650,971,943	2.44
	ドイツ	29,439,209,281	2.43
	オランダ	20,584,349,604	1.70
	アイルランド	20,241,455,531	1.67
	オーストラリア	17,631,111,584	1.45
	スペイン	11,158,168,370	0.92
	スウェーデン	9,714,935,676	0.80
	イタリア	8,719,130,845	0.72

	デンマーク	5,730,511,577	0.47
	香港	4,700,588,659	0.39
	シンガポール	4,361,155,167	0.36
	フィンランド	3,478,125,852	0.29
	イスラエル	3,225,571,055	0.27
	ベルギー	2,675,943,473	0.22
	ケイマン諸島	2,487,938,949	0.21
	ルクセンブルグ	2,117,096,443	0.17
	ジャージー	1,945,024,263	0.16
	ノルウェー	1,727,560,666	0.14
	バミューダ	1,267,784,633	0.10
	リベリア	1,050,691,999	0.09
	オランダ領キュ ラソー	854,184,753	0.07
	オーストリア	798,965,353	0.07
	ニュージーラン ド	758,904,985	0.06
	ポルトガル	573,448,801	0.05
	パナマ	401,177,922	0.03
	マン島	110,251,838	0.01
	小計	1,179,418,005,248	97.23
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	16,600,888,816	1.37
	オーストラリア	1,680,445,385	0.14
	フランス	465,224,418	0.04
	シンガポール	279,634,205	0.02
	イギリス	246,753,376	0.02
	香港	176,196,883	0.01
	ケイマン諸島	103,978,294	0.01
	小計	19,553,121,377	1.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,022,995,160	1.16
合計（純資産総額）		1,212,994,121,785	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	563,659,777	0.05
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,015,309,632	0.17
株価指数先物取引	買建	アメリカ	11,229,431,220	0.93
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	375,387,387	0.03
合計	買建	-	14,183,788,016	1.17

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	1,417,190,014	0.12

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	台湾	15,378,097,445	18.64
	ケイマン諸島	13,587,724,841	16.47
	インド	12,435,206,615	15.08
	韓国	9,672,312,021	11.73
	中国	5,498,177,934	6.67
	ブラジル	2,835,368,225	3.44
	南アフリカ	2,376,970,562	2.88
	メキシコ	1,140,374,947	1.38
	インドネシア	949,363,152	1.15
	マレーシア	917,275,564	1.11
	タイ	781,009,157	0.95
	ポーランド	758,285,120	0.92
	香港	647,799,016	0.79
	ギリシャ	445,285,281	0.54
	チリ	424,195,793	0.51
	トルコ	324,605,935	0.39
	イギリス	323,182,687	0.39
	フィリピン	291,450,533	0.35
	バミューダ	288,730,939	0.35
	ハンガリー	242,091,048	0.29
	アメリカ	231,980,148	0.28
	スイス	171,484,249	0.21
	チェコ	115,850,703	0.14
	コロンビア	112,185,696	0.14
	ルクセンブルグ	97,146,148	0.12
	オランダ	84,733,331	0.10
	エジプト	60,429,520	0.07
カナダ	37,830,107	0.05	
ペルー	30,667,201	0.04	
シンガポール	14,752,169	0.02	
小計		70,274,566,087	85.20
投資信託受益証券	香港	3,001,272,657	3.64
投資証券	アメリカ	4,449,275,589	5.39
	メキシコ	349,660,287	0.42
	ブラジル	130,052,710	0.16
	小計	4,928,988,586	5.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,277,603,519	5.18
合計（純資産総額）		82,482,430,849	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,277,372,645	5.19
合計	買建	-	4,277,372,645	5.19

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	54,397,656	0.07

## Jリート・インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	30,501,537,400	98.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	313,559,522	1.02
合計(純資産総額)		30,815,096,922	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
リート指数先物取引	買建	日本	40,480,000	0.13
合計	買建	-	40,480,000	0.13

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	42,007,848,492	76.76
	オーストラリア	4,048,600,734	7.40
	イギリス	2,221,358,509	4.06
	シンガポール	1,793,328,842	3.28
	フランス	1,184,883,375	2.17
	カナダ	658,625,188	1.20
	ベルギー	608,960,551	1.11
	香港	508,538,956	0.93
	スペイン	273,115,930	0.50
	韓国	107,834,694	0.20
	イスラエル	103,280,537	0.19
	オランダ	92,213,392	0.17
	ニュージーランド	59,841,092	0.11
	ガーンジー	44,857,824	0.08
	ドイツ	17,445,556	0.03
	アイルランド	17,344,904	0.03
イタリア	8,314,359	0.02	
小計		53,756,392,935	98.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	969,634,725	1.77
合計(純資産総額)		54,726,027,660	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	50,535,466	0.09
為替予約取引	売建	-	7,713,847	0.01

## 国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	111,921,594,800	80.29
地方債証券	日本	9,010,858,500	6.46
特殊債券	日本	8,907,999,570	6.39
社債券	日本	8,556,713,800	6.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,006,433,901	0.72
合計（純資産総額）		139,403,600,571	100.00

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	99,512,336,398	45.69
	中国	25,036,903,378	11.50
	フランス	15,539,530,450	7.14
	イタリア	14,522,198,334	6.67
	イギリス	12,234,307,213	5.62
	ドイツ	12,200,505,203	5.60
	スペイン	9,425,793,058	4.33
	カナダ	4,302,614,889	1.98
	ベルギー	3,233,878,665	1.48
	オランダ	2,674,985,942	1.23
	オーストラリア	2,592,165,274	1.19
	オーストリア	2,260,692,117	1.04
	メキシコ	1,799,987,355	0.83
	ポーランド	1,445,122,220	0.66
	ポルトガル	1,266,255,776	0.58
	マレーシア	1,114,513,638	0.51
	フィンランド	1,103,044,447	0.51
	アイルランド	915,530,861	0.42
	シンガポール	858,663,951	0.39
	イスラエル	826,413,802	0.38
ニュージーランド	617,748,968	0.28	
デンマーク	471,763,858	0.22	
スウェーデン	409,971,129	0.19	
ノルウェー	356,177,343	0.16	
小計		214,721,104,269	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,069,682,171	1.41
合計（純資産総額）		217,790,786,440	100.00

## 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,406,121,390	10.62
	メキシコ	1,213,520,528	9.16
	サウジアラビア	1,196,015,872	9.03
	ポーランド	1,071,689,243	8.09
	ハンガリー	875,583,628	6.61
	ブラジル	851,420,631	6.43
	コロンビア	831,955,281	6.28
	チリ	780,932,119	5.90
	アラブ首長国連 邦	748,501,094	5.65
	ドミニカ共和国	517,008,219	3.90
	南アフリカ	407,501,451	3.08
	ペルー	383,719,222	2.90
	パナマ	284,388,078	2.15
	インドネシア	264,877,306	2.00
	オマーン	235,844,369	1.78
	ウクライナ	227,284,226	1.72
	中国	207,455,025	1.57
	ヴェネズエラ	200,094,825	1.51
	ウルグアイ	171,939,016	1.30
	ナイジェリア	144,281,290	1.09
バーレーン	143,628,456	1.08	
フィリピン	117,860,315	0.89	
エジプト	112,541,161	0.85	
小計		12,394,162,745	93.57
社債券	ルクセンブルグ	159,128,248	1.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	693,245,541	5.23
合計（純資産総額）		13,246,536,534	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	78,282,100	0.59

## マネープール・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	日本	73,929,091,034	32.98
現先取引勘定	-	64,935,819,952	28.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	85,277,768,552	38.05
合計（純資産総額）		224,142,679,538	100.00

## 2【設定及び解約の実績】

## 三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2035

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	196,911,935	1,351,555
第3期	1,579,762,321	97,506,296
第4期(中間期)	793,808,726	102,918,942

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2040

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	99,746,304	1,228,364
第3期	866,392,904	56,111,349
第4期(中間期)	316,084,424	66,500,675

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2045

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	111,994,306	1,544,731
第3期	632,883,102	22,837,532
第4期(中間期)	236,833,963	38,881,759

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2050

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	30,000,000	0
第2期	6,255,359	79,990
第3期	59,554,722	20,201,603
第4期	69,285,667	27,682,746
第5期	112,292,168	24,631,282
第6期	115,448,347	47,590,044
第7期	179,708,728	38,679,671
第8期	193,365,675	54,880,232
第9期	534,642,006	98,085,742
第10期(中間期)	205,138,269	66,268,310

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2055

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	30,631,478	1,243,773
第3期	372,606,372	36,164,512
第4期(中間期)	103,227,630	28,125,530

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	30,000,000	0
第2期	8,314,969	0
第3期	12,323,674	5,310,118
第4期	29,956,644	7,087,752
第5期	47,442,051	42,709,743
第6期	260,013,755	25,987,240
第7期(中間期)	108,135,616	27,200,205

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	16,557,236	798,126
第3期	307,422,884	29,010,877
第4期(中間期)	93,063,137	18,453,755

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### 三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	5,000,000	0
第2期(中間期)	1,616,073	32,881

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

### 3【ファンドの経理状況】

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2035

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2040

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2045

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2055

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2065

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2050

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2060

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2070

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2035】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第3期 ( 2025年 4月28日現在 )	第4期中間計算期間 ( 2025年10月28日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	87,423	176,429
コール・ローン	24,082,742	24,493,723
親投資信託受益証券	1,885,292,305	2,917,820,378
未収入金	2,017,000	508,000
流動資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530
資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,051,021	1,772,354
未払受託者報酬	180,404	255,986
未払委託者報酬	1,804,363	2,560,350
その他未払費用	53,774	57,512
流動負債合計	4,089,562	4,646,202
負債合計	4,089,562	4,646,202
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,678,816,405	2,369,706,189
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	228,573,503	568,646,139
( 分配準備積立金 )	22,236,996	21,110,083
元本等合計	1,907,389,908	2,938,352,328
純資産合計	1,907,389,908	2,938,352,328
負債純資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,576	50,492
有価証券売買等損益	10,145,225	212,395,073
<b>営業収益合計</b>	<b>10,147,801</b>	<b>212,445,565</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	59,338	255,986
委託者報酬	593,744	2,560,350
その他費用	13,268	57,512
<b>営業費用合計</b>	<b>666,350</b>	<b>2,873,848</b>
営業利益又は営業損失（ ）	9,481,451	209,571,717
経常利益又は経常損失（ ）	9,481,451	209,571,717
中間純利益又は中間純損失（ ）	9,481,451	209,571,717
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	163,571	4,492,455
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,349,983	228,573,503
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,602,935	149,595,609
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,602,935	149,595,609
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,047,666	14,602,235
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,047,666	14,602,235
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	103,223,132	568,646,139

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,678,816,405口	2,369,706,189口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1362円 (1万口当たりの純資産額11,362円)	1口当たり純資産額 1.2400円 (1万口当たりの純資産額12,400円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	196,560,380円	1,678,816,405円
期中追加設定元本額	1,579,762,321円	793,808,726円
期中一部解約元本額	97,506,296円	102,918,942円

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2040】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第3期 ( 2025年 4月28日現在 )	第4期中間計算期間 ( 2025年10月28日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	42,855	77,618
コール・ローン	11,805,329	10,775,777
親投資信託受益証券	1,052,228,152	1,494,501,367
未収入金	-	3,127,000
流動資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762
資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	31,744	3,743,961
未払受託者報酬	101,886	138,958
未払委託者報酬	1,019,321	1,390,005
その他未払費用	29,879	31,188
流動負債合計	1,182,830	5,304,112
負債合計	1,182,830	5,304,112
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	909,799,495	1,159,383,244
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	153,094,011	343,794,406
( 分配準備積立金 )	13,834,701	12,962,668
元本等合計	1,062,893,506	1,503,177,650
純資産合計	1,062,893,506	1,503,177,650
負債純資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,578	23,278
有価証券売買等損益	6,948,095	135,115,215
営業収益合計	6,949,673	135,138,493
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	31,612	138,958
委託者報酬	316,545	1,390,005
その他費用	7,037	31,188
営業費用合計	355,194	1,560,151
営業利益又は営業損失（ ）	6,594,479	133,578,342
経常利益又は経常損失（ ）	6,594,479	133,578,342
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,594,479	133,578,342
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	99,352	3,775,535
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,657,585	153,094,011
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,007,721	72,428,595
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,007,721	72,428,595
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,776	11,531,007
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,776	11,531,007
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	67,882,657	343,794,406

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	909,799,495口	1,159,383,244口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1683円 (1万口当たりの純資産額11,683円)	1口当たり純資産額 1.2965円 (1万口当たりの純資産額12,965円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	99,517,940円	909,799,495円
期中追加設定元本額	866,392,904円	316,084,424円
期中一部解約元本額	56,111,349円	66,500,675円

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2045】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第3期 ( 2025年 4月28日現在 )	第4期中間計算期間 ( 2025年10月28日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	42,610	73,865
コール・ローン	11,737,735	10,254,766
親投資信託受益証券	870,090,704	1,271,188,520
未収入金	-	521,000
流動資産合計	881,871,049	1,282,038,151
資産合計	881,871,049	1,282,038,151
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	6,773	560,526
未払受託者報酬	81,610	116,777
未払委託者報酬	816,421	1,168,241
その他未払費用	24,878	26,200
流動負債合計	929,682	1,871,744
負債合計	929,682	1,871,744
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	721,495,145	919,447,349
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	159,446,222	360,719,058
( 分配準備積立金 )	15,160,644	14,445,871
元本等合計	880,941,367	1,280,166,407
純資産合計	880,941,367	1,280,166,407
負債純資産合計	881,871,049	1,282,038,151

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,569	22,179
有価証券売買等損益	8,381,688	142,006,816
<b>営業収益合計</b>	<b>8,383,257</b>	<b>142,028,995</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	29,713	116,777
委託者報酬	297,489	1,168,241
その他費用	6,602	26,200
<b>営業費用合計</b>	<b>333,804</b>	<b>1,311,218</b>
営業利益又は営業損失（ ）	8,049,453	140,717,777
経常利益又は経常損失（ ）	8,049,453	140,717,777
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,049,453	140,717,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	55,996	2,775,643
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,779,763	159,446,222
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,442,654	72,176,988
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,442,654	72,176,988
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,093,659	8,846,286
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,093,659	8,846,286
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	76,234,207	360,719,058

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	721,495,145口	919,447,349口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2210円 (1万口当たりの純資産額12,210円)	1口当たり純資産額 1.3923円 (1万口当たりの純資産額13,923円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	111,449,575円	721,495,145円
期中追加設定元本額	632,883,102円	236,833,963円
期中一部解約元本額	22,837,532円	38,881,759円

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2050】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第9期 ( 2025年 4月28日現在 )	第10期中間計算期間 ( 2025年10月28日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	68,537	119,024
コール・ローン	18,879,930	16,524,213
親投資信託受益証券	1,916,114,181	2,584,505,897
未収入金	22,000	7,060,000
流動資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134
資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	671,590	8,268,813
未払受託者報酬	201,027	250,897
未払委託者報酬	2,010,736	2,509,550
その他未払費用	45,148	56,371
流動負債合計	2,928,501	11,085,631
負債合計	2,928,501	11,085,631
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	988,721,362	1,127,591,321
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	943,434,785	1,469,532,182
( 分配準備積立金 )	222,586,502	209,171,919
元本等合計	1,932,156,147	2,597,123,503
純資産合計	1,932,156,147	2,597,123,503
負債純資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第9期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第10期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	19,945	39,162
有価証券売買等損益	47,457,589	378,375,716
為替差損益	28,324	-
<b>営業収益合計</b>	<b>47,449,210</b>	<b>378,414,878</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	139,425	250,897
委託者報酬	1,394,571	2,509,550
その他費用	37,228	70,936
<b>営業費用合計</b>	<b>1,571,224</b>	<b>2,831,383</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>45,877,986</b>	<b>375,583,495</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>45,877,986</b>	<b>375,583,495</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>45,877,986</b>	<b>375,583,495</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,697,154	10,138,998
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>515,312,459</b>	<b>943,434,785</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>192,671,832</b>	<b>224,495,355</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,671,832	224,495,355
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>41,229,442</b>	<b>63,842,455</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,229,442	63,842,455
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>710,935,681</b>	<b>1,469,532,182</b>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第10期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第9期 (2025年4月28日現在)	第10期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	988,721,362口	1,127,591,321口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9542円 (1万口当たりの純資産額19,542円)	1口当たり純資産額 2.3032円 (1万口当たりの純資産額23,032円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第9期 (2025年4月28日現在)	第10期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	552,165,098円	988,721,362円
期中追加設定元本額	534,642,006円	205,138,269円
期中一部解約元本額	98,085,742円	66,268,310円

## 【三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	19,305	38,143
コール・ローン	5,317,939	5,295,360
親投資信託受益証券	465,981,694	674,622,292
未収入金	11,000	53,000
流動資産合計	471,329,938	680,008,795
資産合計	471,329,938	680,008,795
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	282,229	104,337
未払受託者報酬	43,584	62,819
未払委託者報酬	436,309	628,540
その他未払費用	12,421	14,059
流動負債合計	774,543	809,755
負債合計	774,543	809,755
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	366,829,565	441,931,665
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	103,725,830	237,267,375
(分配準備積立金)	7,689,097	7,169,042
元本等合計	470,555,395	679,199,040
純資産合計	470,555,395	679,199,040
負債純資産合計	471,329,938	680,008,795

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	661	10,355
有価証券売買等損益	4,505,192	104,205,598
<b>営業収益合計</b>	<b>4,505,853</b>	<b>104,215,953</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	12,357	62,819
委託者報酬	124,004	628,540
その他費用	2,697	14,059
<b>営業費用合計</b>	<b>139,058</b>	<b>705,418</b>
営業利益又は営業損失（ ）	4,366,795	103,510,535
経常利益又は経常損失（ ）	4,366,795	103,510,535
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,366,795	103,510,535
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	65,167	2,945,803
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,181,227	103,725,830
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,469,171	41,165,170
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,469,171	41,165,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,020,920	8,188,357
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,020,920	8,188,357
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	41,931,106	237,267,375

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	366,829,565口	441,931,665口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2828円 (1万口当たりの純資産額12,828円)	1口当たり純資産額 1.5369円 (1万口当たりの純資産額15,369円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	30,387,705円	366,829,565円
期中追加設定元本額	372,606,372円	103,227,630円
期中一部解約元本額	36,164,512円	28,125,530円

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2060】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (2025年 4月28日現在)	第7期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	17,466	50,550
コール・ローン	4,811,491	7,017,875
親投資信託受益証券	451,860,461	685,047,769
未収入金	35,000	1,373,000
流動資産合計	456,724,418	693,489,194
資産合計	456,724,418	693,489,194
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	48,069	2,327,541
未払受託者報酬	43,221	63,485
未払委託者報酬	432,607	635,328
その他未払費用	9,646	14,202
流動負債合計	533,543	3,040,556
負債合計	533,543	3,040,556
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	306,956,240	387,891,651
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	149,234,635	302,556,987
(分配準備積立金)	21,023,740	19,451,048
元本等合計	456,190,875	690,448,638
純資産合計	456,190,875	690,448,638
負債純資産合計	456,724,418	693,489,194

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第7期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,566	15,367
有価証券売買等損益	5,749,653	105,240,308
為替差損益	3,879	-
<b>営業収益合計</b>	<b>5,748,340</b>	<b>105,255,675</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	16,690	63,485
委託者報酬	167,357	635,328
その他費用	3,670	18,514
<b>営業費用合計</b>	<b>187,717</b>	<b>717,327</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>5,560,623</b>	<b>104,538,348</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>5,560,623</b>	<b>104,538,348</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>5,560,623</b>	<b>104,538,348</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	358,294	3,323,488
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>34,270,701</b>	<b>149,234,635</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>35,364,032</b>	<b>65,649,340</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,364,032	65,649,340
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>6,139,813</b>	<b>13,541,848</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,139,813	13,541,848
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>68,697,249</b>	<b>302,556,987</b>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第7期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 (2025年4月28日現在)	第7期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	306,956,240口	387,891,651口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4862円 (1万口当たりの純資産額14,862円)	1口当たり純資産額 1.7800円 (1万口当たりの純資産額17,800円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第6期 (2025年4月28日現在)	第7期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	72,929,725円	306,956,240円
期中追加設定元本額	260,013,755円	108,135,616円
期中一部解約元本額	25,987,240円	27,200,205円

## 【三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (2025年 4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	14,947	32,068
コール・ローン	4,117,517	4,452,007
親投資信託受益証券	374,934,410	564,364,250
未収入金	29,000	-
流動資産合計	379,095,874	568,848,325
資産合計	379,095,874	568,848,325
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	90,908	-
未払受託者報酬	35,073	51,825
未払委託者報酬	351,124	518,763
その他未払費用	9,293	11,576
流動負債合計	486,398	582,164
負債合計	486,398	582,164
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	295,171,117	369,780,499
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	83,438,359	198,485,662
(分配準備積立金)	5,724,558	5,413,047
元本等合計	378,609,476	568,266,161
純資産合計	378,609,476	568,266,161
負債純資産合計	379,095,874	568,848,325

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期中間計算期間 自 2024年 4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	380	9,464
有価証券売買等損益	2,912,598	86,043,840
<b>営業収益合計</b>	<b>2,912,978</b>	<b>86,053,304</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	7,011	51,825
委託者報酬	70,503	518,763
その他費用	1,493	11,576
<b>営業費用合計</b>	<b>79,007</b>	<b>582,164</b>
営業利益又は営業損失（ ）	2,833,971	85,471,140
経常利益又は経常損失（ ）	2,833,971	85,471,140
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,833,971	85,471,140
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	92,075	1,957,409
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,518,714	83,438,359
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,222,617	36,947,375
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,222,617	36,947,375
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,469	5,413,803
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,469	5,413,803
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,092,758	198,485,662

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針の注記）

項目	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>中間計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年4月29日から2025年10月28日までとなっております。</p>

## （中間貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	295,171,117口	369,780,499口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2827円 (1万口当たりの純資産額12,827円)	1口当たり純資産額 1.5368円 (1万口当たりの純資産額15,368円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	16,759,110円	295,171,117円
期中追加設定元本額	307,422,884円	93,063,137円
期中一部解約元本額	29,010,877円	18,453,755円

## 【三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2070】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (2025年 4月28日現在)	第2期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	36	242
コール・ローン	9,964	33,543
親投資信託受益証券	4,746,051	7,471,611
流動資産合計	4,756,051	7,505,396
資産合計	4,756,051	7,505,396
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	267	576
未払委託者報酬	2,709	6,097
その他未払費用	-	1
流動負債合計	2,976	6,674
負債合計	2,976	6,674
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,000,000	6,583,192
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	246,925	915,530
(分配準備積立金)	40,097	39,858
元本等合計	4,753,075	7,498,722
純資産合計	4,753,075	7,498,722
負債純資産合計	4,756,051	7,505,396

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第2期中間計算期間 自 2025年 4月29日 至 2025年10月28日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	1,035,560
<b>営業収益合計</b>	<b>1,035,560</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	576
委託者報酬	6,097
その他費用	1
<b>営業費用合計</b>	<b>6,674</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>1,028,886</b>
経常利益又は経常損失（ ）	1,028,886
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>1,028,886</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,647
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>246,925</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,216
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,380
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	135,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>915,530</b>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第2期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期 (2025年4月28日現在)	第2期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,000,000口	6,583,192口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 246,925円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9506円 (1万口当たりの純資産額9,506円)	1口当たり純資産額 1.1391円 (1万口当たりの純資産額11,391円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第2期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期 (2025年4月28日現在)	第2期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
期首元本額	5,000,000円	5,000,000円
期中追加設定元本額	-円	1,616,073円
期中一部解約元本額	-円	32,881円

## (参考)

「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065」および「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年10月28日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	24,378,372
コール・ローン	3,384,468,988
株式	464,044,478,530
派生商品評価勘定	271,430,900
未収配当金	4,265,866,477
差入委託証拠金	447,278,211
流動資産合計	472,437,901,478
資産合計	472,437,901,478

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	176,100
前受金	356,190,000
未払解約金	259,853,065
流動負債合計	616,219,165
負債合計	616,219,165
純資産の部	
元本等	
元本	77,720,328,680
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	394,101,353,633
元本等合計	471,821,682,313
純資産合計	471,821,682,313
負債純資産合計	472,437,901,478

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,720,328,680口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.0708円 (1万口当たりの純資産額60,708円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0712月	7,373,145,200	-	7,644,400,000	271,254,800
	小計	7,373,145,200	-	7,644,400,000	271,254,800
合計		7,373,145,200	-	7,644,400,000	271,254,800

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	74,232,450,496円
同期中における追加設定元本額	8,158,415,837円
同期中における一部解約元本額	4,670,537,653円
2025年10月28日現在の元本の内訳	

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,390,720,849円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	943,261,552円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,434,191,005円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,967,082,806円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	129,904,187円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	2,509,051円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	8,718,180円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	29,820,695円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	102,937,275円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	102,309,415円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	220,330,499円
国内株式指数ファンド(T O P I X)	1,356,323,635円
三井住友・DCつみたてN I S A・日本株インデックスファンド	33,708,599,900円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	130,024,802円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	223,266,736円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	138,457,516円
イオン・バランス戦略ファンド	41,868,845円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	104,895,327円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	219,954,880円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	236,992,137円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	996,957,242円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	624,565,325円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	810,405,994円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	83,607,154円
三井住友D S・国内株式インデックス年金ファンド	2,089,371,662円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	43,812,901円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	319,875,871円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	320,140,045円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	30,214,351円
日興F W S・日本株インデックス	3,787,289,808円
三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド	272,908,352円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	75,630,773円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	43,132,651円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	43,808,879円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	30,103,893円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	24,870,990円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	383,944円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	42,165,260円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	241,085,882円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	260,936,960円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	73,899,290円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	550,269円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	952,928円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	1,252,513円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	1,770,320円
三井住友D S・バランスファンド(積極コース)	927,149円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	326,073円
S M A M・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,053,119,309円

バランスファンドVA(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	5,190,978円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	19,475,081円
SMAM・バランスファンドVA25 < 適格機関投資家専用 >	367,924,994円
SMAM・バランスファンドVA37.5 < 適格機関投資家専用 >	767,210,312円
SMAM・バランスファンドVA50 < 適格機関投資家専用 >	3,134,818,657円
SMAM・バランスファンドVL30 < 適格機関投資家限定 >	19,736,092円
SMAM・バランスファンドVL50 < 適格機関投資家限定 >	74,925,040円
SMAM・バランスファンドVA75 < 適格機関投資家専用 >	473,105,013円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	26,860,393円
SMAM・インデックス・バランスVA25 < 適格機関投資家専用 >	127,128,769円
SMAM・インデックス・バランスVA50 < 適格機関投資家専用 >	461,917,363円
SMAM・バランスファンドVA40 < 適格機関投資家専用 >	262,860,791円
SMAM・バランスファンドVA35 < 適格機関投資家専用 >	765,504,594円
SMAM・グローバルバランス40VA < 適格機関投資家限定 >	16,740,216円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A < 適格機関投資家専用 >	15,552,247円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A < 適格機関投資家専用 >	12,683,578円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A < 適格機関投資家専用 >	12,659,199円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L < 適格機関投資家専用 >	35,923,934円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L < 適格機関投資家専用 >	105,606,522円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2 < 適格機関投資家専用 >	20,054,068円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2 < 適格機関投資家専用 >	17,641,005円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2 < 適格機関投資家専用 >	5,486,155円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2 < 適格機関投資家専用 >	18,930,470円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2 < 適格機関投資家専用 >	238,937,957円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	132,082,529円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA < 適格機関投資家限定 >	96,707,170円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA < 適格機関投資家限定 >	34,449,785円
SMAM・世界バランスファンドVA < 適格機関投資家限定 >	29,603,352円
SMAM・世界バランスファンドVA2 < 適格機関投資家限定 >	15,762,479円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド < 非課税適格機関投資家限定 >	1,989,592,881円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド < 適格機関投資家限定 >	44,208,606円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04 < 適格機関投資家限定 >	21,645,700円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン < 適格機関投資家限定 >	33,302,804円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド < 適格機関投資家限定 >	478,204,077円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%) < 適格機関投資家限定 >	71,660,789円
合 計	77,720,328,680円

## 外国株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金

16,706,264,760

金銭信託

3,381,464

コール・ローン	469,451,356
株式	1,148,157,294,115
投資証券	19,351,975,924
派生商品評価勘定	833,673,271
未収配当金	599,892,641
差入委託証拠金	7,214,844,020
流動資産合計	1,193,336,777,551
資産合計	1,193,336,777,551
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,229
未払解約金	355,571,671
流動負債合計	355,601,900
負債合計	355,601,900
純資産の部	
元本等	
元本	101,074,449,944
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,091,906,725,707
元本等合計	1,192,981,175,651
純資産合計	1,192,981,175,651
負債純資産合計	1,193,336,777,551

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	101,074,449,944口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 11.8030円 (1万口当たりの純資産額118,030円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、新株予約権証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
	株価指数先物取引 買建 S&P 500 EMINI FUT DEC25	20,373,799,211	-	21,027,134,465	653,335,254

市場取引	SPI 200 FUTURES DEC25	667,674,545	-	681,476,700	13,802,155
	FTSE 100 IDX FUT DEC25	951,573,208	-	986,211,038	34,637,830
	EURO STOXX 50 DEC25	3,395,768,526	-	3,527,591,382	131,822,856
	小計	25,388,815,490	-	26,222,413,585	833,598,095
	合計	25,388,815,490	-	26,222,413,585	833,598,095

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	664,507,855	-	664,544,889	37,034
	ユーロ	107,380,146	-	107,388,059	7,913
	小計	771,888,001	-	771,932,948	44,947
合計		771,888,001	-	771,932,948	44,947

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	96,858,470,640円
同期中における追加設定元本額	7,333,187,731円
同期中における一部解約元本額	3,117,208,427円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	48,657,336,944円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	251,613,945円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	986,874,528円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	817,850,788円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	33,376,110円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	571,319円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	1,948,217円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	7,401,962円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	26,090,965円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	32,929,098円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	83,851,672円
外国株式指数ファンド	1,298,302,824円
三井住友・DCつみたてN I S A・全海外株インデックスファンド	27,892,556,122円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	57,107,898円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	97,936,680円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	60,636,487円
イオン・バランス戦略ファンド	16,467,762円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	43,996,582円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	156,748,461円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	163,661,019円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	664,310,422円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	425,588,127円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	621,691,089円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	87,583,557円
三井住友D S・外国株式インデックス年金ファンド	4,224,204,855円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	11,632,579円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	71,605,028円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	66,817,192円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	12,929,227円
S M B C・DCインデックスファンド(M S C Iコクサイ)	4,140,197,634円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	140,221,894円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	4,332,685,411円
三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド	234,840,896円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	26,090,752円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	16,039,794円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	17,346,880円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	12,632,588円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	10,645,976円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	76,601円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	10,479,331円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	117,384,044円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	171,221,113円

三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル5 (積極成長型)	102,207,879円
三井住友D S ・ バランスファンド(保守コース)	500,215円
三井住友D S ・ バランスファンド(安定コース)	1,855,771円
三井住友D S ・ バランスファンド(標準コース)	3,233,771円
三井住友D S ・ バランスファンド(成長コース)	4,597,527円
三井住友D S ・ バランスファンド(積極コース)	9,038,347円
三井住友D S ・ D Cターゲットイヤーファンド2070	140,078円
S M A M ・ 外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	175,959,880円
バランスファンドV A (安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	1,340,525円
S M A M ・ バランスファンドV A 安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	5,067,093円
S M A M ・ バランスファンドV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	128,315,641円
S M A M ・ バランスファンドV A 3 7 . 5 < 適格機関投資家専用 >	348,743,923円
S M A M ・ バランスファンドV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	1,621,009,186円
S M A M ・ バランスファンドV L 3 0 < 適格機関投資家限定 >	5,048,441円
S M A M ・ バランスファンドV L 5 0 < 適格機関投資家限定 >	26,157,809円
S M A M ・ バランスファンドV A 7 5 < 適格機関投資家専用 >	282,835,057円
S M A M ・ バランスファンドV L 国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	20,267,627円
S M A M ・ インデックス・バランスV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	44,783,013円
S M A M ・ インデックス・バランスV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	244,651,603円
S M A M ・ バランスファンドV A 4 0 < 適格機関投資家専用 >	136,705,541円
S M A M ・ バランスファンドV A 3 5 < 適格機関投資家専用 >	302,391,724円
三井住友・外国株式インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	143,028,703円
S M A M ・ グローバルバランス40V A < 適格機関投資家限定 >	25,780,022円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,686,521円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 3 5 A < 適格機関投資家専用 >	2,635,699円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 5 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,893,907円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 0 L < 適格機関投資家専用 >	6,205,217円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 5 L < 適格機関投資家専用 >	23,691,423円
S M A M ・ グローバルバランスファンド(標準型) V A < 適格機関投資家限定 >	51,100,062円
S M A M ・ グローバルバランスファンド(債券重視型) V A < 適格機関投資家限定 >	18,002,450円
S M A M ・ 世界バランスファンドV A < 適格機関投資家限定 >	81,689,560円
S M A M ・ 世界バランスファンドV A 2 < 適格機関投資家限定 >	26,648,490円
S M A M ・ 外国株式インデックスファンドS A < 適格機関投資家限定 >	837,018,988円
S M A M ・ 年金Wリスクコントロールファンド < 適格機関投資家限定 >	22,728,629円
S M A M ・ マルチアセットストラテジーファンド2016 - 04 < 適格機関投資家限定 >	11,069,519円
S M A M ・ マルチアセットストラテジー・オープン < 適格機関投資家限定 >	17,228,418円
S M A M ・ マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド < 適格機関投資家限定 >	197,043,935円
S M D A M ・ 年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%) < 適格機関投資家限定 >	36,663,377円
合 計	101,074,449,944円

## エマージング株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)

資産の部

流動資産	
預金	4,945,339,736
金銭信託	1,636,553
コール・ローン	227,203,971
株式	67,889,503,757
投資信託受益証券	2,950,835,312
投資証券	4,958,013,211
派生商品評価勘定	298,024,899
未収配当金	53,751,296
差入委託証拠金	1,233,939,680
流動資産合計	82,558,248,415
資産合計	
	82,558,248,415
負債の部	
流動負債	
未払解約金	106,145,198
流動負債合計	106,145,198
負債合計	106,145,198
純資産の部	
元本等	
元本	29,015,299,874
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	53,436,803,343
元本等合計	82,452,103,217
純資産合計	82,452,103,217
負債純資産合計	82,558,248,415

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	29,015,299,874口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.8417円 (1万口当たりの純資産額28,417円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT DEC25	6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898
	小計	6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898

合計	6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898
----	---------------	---	---------------	-------------

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,403,604,277円
同期中における追加設定元本額	3,509,126,411円
同期中における一部解約元本額	897,430,814円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	15,028,418,097円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,769,907,411円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	144,858,928円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	249,153,827円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	172,576,445円
イオン・バランス戦略ファンド	91,220,413円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	77,932,932円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	121,490,283円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	106,865,597円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	527,718,677円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	373,371,977円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	588,097,505円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	182,659,168円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	22,463,989円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	445,134,058円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	6,349,960,801円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	115,123,909円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	48,318,655円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	29,563,696円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,639,424円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	22,082,250円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	18,510,869円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	148,182円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	17,032,412円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	133,093,780円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	170,219,824円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	83,767,510円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	349,323円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	458,942円

三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	498,193円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	650,896円
三井住友D S・バランスファンド(積極コース)	1,975,155円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	243,906円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	90,792,840円
合計	29,015,299,874円

## Jリート・インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	983,356
コール・ローン	136,520,076
投資証券	29,605,858,600
派生商品評価勘定	1,365,600
未収配当金	244,960,048
差入委託証拠金	1,562,013
流動資産合計	29,991,249,693
資産合計	29,991,249,693
負債の部	
流動負債	
前受金	1,650,000
未払金	52,255,291
未払解約金	41,255,431
流動負債合計	95,160,722
負債合計	95,160,722
純資産の部	
元本等	
元本	9,676,509,035
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	20,219,579,936
元本等合計	29,896,088,971
純資産合計	29,896,088,971
負債純資産合計	29,991,249,693

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9,676,509,035口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.0896円 (1万口当たりの純資産額30,896円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	リート指数先物取引				

市場取引	買建				
	TREIT 先物 0712月	37,844,400	-	39,210,000	1,365,600
	小計	37,844,400	-	39,210,000	1,365,600
	合 計	37,844,400	-	39,210,000	1,365,600

## (注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,488,952,955円
同期中における追加設定元本額	2,684,132,359円
同期中における一部解約元本額	496,576,279円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	172,236,596円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	339,340,217円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	205,543,394円
イオン・バランス戦略ファンド	40,735,942円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	3,523,386,205円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	68,825,040円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	53,694,254円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	61,822,836円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	274,585,278円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	186,193,081円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	161,163,985円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	80,336,746円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	19,947,225円
三井住友D S・国内リートインデックス年金ファンド	555,226,913円
日興FWS・Jリートインデックス	1,601,753,909円
三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド	603,222,954円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	45,964,814円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	27,263,634円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	27,987,117円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	19,336,840円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	16,412,228円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	385,902円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	52,855,245円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	406,874,689円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	540,242,745円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	260,135,301円

三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	538,367円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	1,450,608円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	2,294,859円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	2,670,426円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	218,415円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	2,297,444円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	143,762,722円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	69,944,535円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	107,858,569円
合計	9,676,509,035円

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	379,048,004
金銭信託	292,816
コール・ローン	40,651,922
投資証券	53,417,336,985
派生商品評価勘定	2,883
未収入金	92,502
未収配当金	27,618,362
流動資産合計	53,865,043,474
資産合計	
53,865,043,474	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	48,628
未払解約金	15,116,362
流動負債合計	15,164,990
負債合計	
15,164,990	
純資産の部	
元本等	
元本	13,831,129,110
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	40,018,749,374
元本等合計	53,849,878,484
純資産合計	
53,849,878,484	
負債純資産合計	
53,865,043,474	

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
-----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,831,129,110口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.8934円 (1万口当たりの純資産額38,934円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	29,400,000	-	29,351,984	48,016
	小計	29,400,000	-	29,351,984	48,016
	売建				
	アメリカ・ドル	7,100,000	-	7,097,729	2,271
	小計	7,100,000	-	7,097,729	2,271
	合計	36,500,000	-	36,449,713	45,745

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,840,825,021円
同期中における追加設定元本額	1,358,169,669円
同期中における一部解約元本額	367,865,580円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	13,126,010円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	25,129,710円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	15,057,678円
イオン・バランス戦略ファンド	32,906,850円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	10,381,336,825円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	17,875,176円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	43,524,344円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	49,963,708円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	224,800,865円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	150,405,011円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	129,358,556円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	197,626,747円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,225,232円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	723,316,194円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)	52,286,112円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)	1,320,262,699円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	123,116,392円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	15,418,786円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	7,715,057円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	7,372,299円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	5,135,376円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	4,307,249円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	48,127円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	5,332,312円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	53,291,392円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	79,224,824円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	45,039,445円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	251,853円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	255,240円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	480,006円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	715,248円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	57,099円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	26,397,854円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	74,768,834円
合計	13,831,129,110円

## 国内債券パッシブ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)

## 資産の部

## 流動資産

金銭信託	3,030,572
コール・ローン	420,736,772
国債証券	105,400,041,490
地方債証券	9,756,617,200
特殊債券	8,930,079,512
社債券	8,601,796,700
未収入金	197,198,000
未収利息	295,751,975
前払費用	15,733,956
流動資産合計	133,620,986,177

資産合計	133,620,986,177
負債の部	
流動負債	
未払金	406,362,900
流動負債合計	406,362,900
負債合計	406,362,900
純資産の部	
元本等	
元本	116,828,298,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	16,386,325,106
元本等合計	133,214,623,277
純資産合計	133,214,623,277
負債純資産合計	133,620,986,177

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	( 2025年10月28日現在 )
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	116,828,298,171口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1403円 ( 1万口当たりの純資産額11,403円 )

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	( 2025年10月28日現在 )
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	119,090,858,432円
同期中における追加設定元本額	13,715,688,214円
同期中における一部解約元本額	15,978,248,475円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	12,568,550,571円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	21,048,849,809円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	5,965,894,821円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	1,015,491,532円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	46,900,809円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	162,879,717円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	527,975,520円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	1,300,742,317円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	826,483,344円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	1,007,892,696円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	124,517,443円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	800,027,777円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	323,840,770円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	15,219,429円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	452,674,680円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	5,171,409,391円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	1,638,995,823円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	3,200,849,108円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	753,374,969円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	154,412,616円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	655,348,329円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	626,685,807円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	1,630,404,854円

三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	491,797,675円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	81,991,555円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	1,213,631,344円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	546,619,276円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	355,333,053円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	81,694,720円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	67,617,519円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	12,841,929円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	193,522,561円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	747,503,194円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	340,803,977円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	14,104,574円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	7,975,373円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	5,233,378円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	2,935,446円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	296,017円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	908,761円
S M A M・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	895,302,497円
S M A M・バランスファンドV A 2 5<適格機関投資家専用>	5,138,477,495円
S M A M・バランスファンドV A 3 7 . 5<適格機関投資家専用>	5,714,619,283円
S M A M・バランスファンドV A 5 0<適格機関投資家専用>	14,997,245,079円
S M A M・バランスファンドV L 3 0<適格機関投資家限定>	292,510,306円
S M A M・バランスファンドV L 5 0<適格機関投資家限定>	494,394,658円
S M A M・バランスファンドV A 7 5<適格機関投資家専用>	322,175,064円
S M A M・バランスファンドV L 国際分散型<適格機関投資家限定>	117,811,413円
S M A M・インデックス・バランスV A 2 5<適格機関投資家専用>	1,642,971,004円
S M A M・インデックス・バランスV A 5 0<適格機関投資家専用>	2,201,865,613円
S M A M・バランスファンドV A 4 0<適格機関投資家専用>	2,034,777,924円
S M A M・バランスファンドV A 3 5<適格機関投資家専用>	6,725,660,685円
三井住友・国内債券インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	801,260,318円
S M A M・グローバルバランス40V A<適格機関投資家限定>	340,558,634円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A<適格機関投資家専用>	357,516,475円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A<適格機関投資家専用>	128,855,097円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A<適格機関投資家専用>	61,463,351円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 L<適格機関投資家専用>	910,282,324円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L<適格機関投資家専用>	1,808,488,282円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A 2<適格機関投資家専用>	458,316,147円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A 2<適格機関投資家専用>	186,400,880円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A 2<適格機関投資家専用>	26,734,828円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 0 L 2<適格機関投資家専用>	228,562,693円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L 2<適格機関投資家専用>	4,141,925,380円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,018,961,558円
S M A M・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	513,057,324円
S M A M・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	791,236,336円
S M D A M・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	292,635,039円
合計	116,828,298,171円

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

( 2025年10月28日現在 )

資産の部	
流動資産	
預金	1,414,938,196
金銭信託	4,083,880
コール・ローン	566,968,369
国債証券	211,288,377,413
未収利息	2,034,184,243
前払費用	129,716,601
流動資産合計	215,438,268,702
資産合計	
215,438,268,702	
負債の部	
流動負債	
未払金	997,882,596
未払解約金	102,484,956
流動負債合計	1,100,367,552
負債合計	
1,100,367,552	
純資産の部	
元本等	
元本	85,769,184,811
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	128,568,716,339
元本等合計	214,337,901,150
純資産合計	
214,337,901,150	
負債純資産合計	
215,438,268,702	

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年10月28日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	85,769,184,811口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4990円 (1万口当たりの純資産額24,990円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	83,034,721,577円
同期中における追加設定元本額	8,303,067,097円
同期中における一部解約元本額	5,568,603,863円
2025年10月28日現在の元本の内訳	

三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,006,269,260円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,079,084,317円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,878,042,740円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,870,843,677円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	167,236,023円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	5,287,861円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	18,186,387円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	60,938,316円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	225,253,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	198,101,000円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	350,584,536円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	15,119,576円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	63,303,094円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	119,372,636円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	72,771,658円
イオン・バランス戦略ファンド	75,529,262円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	83,357,407円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	467,724,617円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	303,013,682円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	1,027,385,660円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	346,488,584円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	198,057,991円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	403,396,190円
三井住友D S・外国債券インデックス年金ファンド	1,976,740,915円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	53,689,199円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	217,525,698円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	153,888,791円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	24,124,291円
日興F W S・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	5,279,724,567円
三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド	236,849,505円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	56,104,027円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	32,462,591円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	33,619,893円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	23,610,145円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	19,896,384円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	2,348,465円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	65,960,536円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	75,131,808円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	82,269,002円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	39,322,917円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	100,266円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	136,046円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	276,582円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	431,461円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	265,693円
S M A M・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	7,983,144,949円
S M A M・バランスファンドV A安定成長型<適格機関投資家限定>	12,362,432円
S M A M・バランスファンドV A 2 5<適格機関投資家専用>	2,071,912,388円

SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	2,989,459,332円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	7,472,624,919円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	23,329,384円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	58,886,252円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	640,861,070円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	89,546,171円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	698,327,690円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,097,298,371円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	949,475,743円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,768,558,062円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	4,817,823,696円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	252,572,840円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	80,683,510円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	37,787,487円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	18,096,676円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,253,626円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	43,068,367円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	255,011,372円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	47,681,694円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	24,946,225円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	575,416,144円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	373,889,723円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	423,304,866円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	187,983,977円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	143,894,096円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	224,752,867円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	109,689,215円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	169,593,897円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド<適格機関投資家限定>	2,420,932,653円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	278,673,004円
合計	85,769,184,811円

## 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年10月28日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金	193,221,970
金銭信託	78,964
コール・ローン	10,962,591
国債証券	12,008,958,325
社債券	155,412,379
未収利息	158,654,605

前払費用	7,661,486
流動資産合計	12,534,950,320
資産合計	12,534,950,320
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	179,725
未払解約金	413,096
流動負債合計	592,821
負債合計	592,821
純資産の部	
元本等	
元本	10,010,406,707
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,523,950,792
元本等合計	12,534,357,499
純資産合計	12,534,357,499
負債純資産合計	12,534,950,320

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	( 2025年10月28日現在 )
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,010,406,707口

2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2521円 (1万口当たりの純資産額12,521円)
----------------	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年10月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年10月28日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	53,573,800	-	53,394,075	179,725
	小計	53,573,800	-	53,394,075	179,725
合計		53,573,800	-	53,394,075	179,725

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,651,865,520円
同期中における追加設定元本額	1,832,532,863円
同期中における一部解約元本額	1,473,991,676円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)	239,056,494円
日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)	8,266,832,735円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	144,361,581円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	104,621,282円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	321,630,196円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	216,736,343円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	99,076,134円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	28,712,136円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	66,673,032円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	38,953,323円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	39,419,235円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	27,880,819円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	23,630,571円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	147,636円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	15,957,487円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	126,469,372円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	164,631,148円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	81,337,013円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	296,601円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	758,856円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	1,185,549円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	1,724,588円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	314,576円
合計	10,010,406,707円

マネープール・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年10月28日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	629,234,661
コール・ローン	87,357,154,319

コマーシャル・ペーパー	71,937,560,067
現先取引勘定	64,881,164,810
未収利息	21,297,954
流動資産合計	224,826,411,811
資産合計	224,826,411,811
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	223,963,087,498
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	863,324,313
元本等合計	224,826,411,811
純資産合計	224,826,411,811
負債純資産合計	224,826,411,811

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	( 2025年10月28日現在 )
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	223,963,087,498口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0039円 ( 1万口当たりの純資産額10,039円 )

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	( 2025年10月28日現在 )
-----	-------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(コマーシャル・ペーパー) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2025年10月28日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	223,803,235,230円
同期中における追加設定元本額	2,953,224,646円
同期中における一部解約元本額	2,793,372,378円
2025年10月28日現在の元本の内訳	
三井住友・公益債券投信(毎月決算型)	8,874,310円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	941,890円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	75,872,398円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	13,425,642円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	202,999,641円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	91,487,075円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	59,456,902円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	13,157,713円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	11,186,808円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	153,813円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L 3 <適格機関投資家限定>	223,485,531,306円
合計	223,963,087,498円

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

2025年11月28日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	649	15,591,458
単位型株式投資信託	68	623,086
追加型公社債投資信託	1	24,486
単位型公社債投資信託	114	163,724
合計	832	16,402,754

## (3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん		101,101	511,487
顧客関連資産		2,740,868	2,436,327
電話加入権		9,332,065	7,218,790
商標権		12,706	12,706
		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691

会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		69,953,226		78,891,124
運用受託報酬		11,147,187		13,102,509
投資助言報酬		1,302,916		1,360,859
その他営業収益				
サービス支援手数料		319,553		400,872
その他		8,758		10,391
営業収益計		82,731,642		93,765,757
営業費用				
支払手数料		32,014,851		35,223,731
広告宣伝費		320,694		335,877
調査費				
調査費		4,637,211		5,327,087
委託調査費		12,412,033		14,077,571
営業雑経費				
通信費		56,291		51,489
印刷費		457,187		421,006
協会費		38,305		44,372
諸会費		30,484		42,328
情報機器関連費		5,268,275		5,313,187
販売促進費		31,339		44,315
その他		253,344		410,566
営業費用合計		55,520,019		61,291,534
一般管理費				
給料				
役員報酬		232,329		223,068
給料・手当		8,043,456		8,380,787
賞与		1,073,375		1,098,999
賞与引当金繰入額		2,854,060		3,379,790
交際費		57,134		54,024
寄付金		26,400		24,878
事務委託費		2,022,734		2,225,175
旅費交通費		166,596		242,135
租税公課		600,468		413,678
不動産賃借料		1,249,392		1,225,686
退職給付費用		712,228		803,656
固定資産減価償却費		3,281,572		3,349,674
のれん償却費		304,540		304,540
諸経費		215,455		356,081
一般管理費合計		20,839,745		22,082,177
営業利益		6,371,877		10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		11,021,392		388,907
受取利息		2,840		46,258
金銭の信託運用益		199,056		-
時効成立分配金・償還金		461		506

原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		-	36,683
為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

#### (表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

#### (未適用の会計基準等)

##### 1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

##### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

##### 2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

##### (2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (貸借対照表関係)

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

##### 2. 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

#### (損益計算書関係)

##### 1. 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を

計上しております。

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円(その他有価証券3,191千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127

評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形

固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622	-	-

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業（銀行持株会社）	-	-	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第41期中間会計期間

（2025年9月30日）

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402
固定負債合計		4,750,119
負債合計		26,446,680
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	17,183
評価・換算差額等合計	17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	2		429,836
営業外費用	3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
中間純利益						4,468,851

株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,028,759				109,124,705
当中間期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額 合計	205,216	205,216	71,463	71,463	133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	17,183	17,183	108,902,305

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価基準及び評価方法

## (1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## (2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

## (2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

## (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

## (未適用の会計基準等)

## 1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

## (2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

## (2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838千円
2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合計	5,081,701千円

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	34,116,358	34,116,358	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	-
資産計	38,484,445	38,484,445	-

## （注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,356
(2)組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1．金融商品の時価等に関する事項及び2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

## 2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	34,116,358	-	34,116,358
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	4,368,086	-	4,368,086
資産計	-	38,484,445	-	38,484,445

## （注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

## （有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	107,431
小計	975,487	1,082,919	107,431
合計	4,368,086	4,403,705	35,618

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月29日から2025年10月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。